

条例の制定

議案第3号

●標茶町農業環境管理施設条例を廃止する条例の制定について

家畜排せつ物の有効利用を図るために機分内の家畜糞尿処理協同利用施設の利用農家が、離農等のため利用を中止した為廃止するものです。

条例の一部改正

議案第4号

●標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

消費税の税率改正（10%への引き上げ）の実施時期が平成31年10月1日に延期されたことに伴う条例の一部改正です。

議案第5号

●標茶町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人材不足から雇用の確保が難しくなってきたる薬剤師について、医師と同様の定年とするものです。

議案第6号

●標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仕事と育児の両立支援制度に基づき人事院規則が見直されたことに伴い改正するもので、主な内容は非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大です。

議案第7号

●標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町立病院薬剤師の確保を容易にするため、特殊勤務手当の額を改正するもので、手当月額を7千円以内とするものを7万円以内と改めるものです。（規則では実際の手当額は月額5万円となります。）

議案第8号

●標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年度から第1段階から第3段階までの介護保険料が減額される予定であったのが、消費税の税率改正が延期されたことにより、減額をしないことになるものです。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 平成 29 年第 1 回定例会賛否一覧 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

※これ以外の議案等は全員一致です。

| 議員名   | 櫻井 一隆 | 後藤 勲 | 熊谷 善行 | 深見 迪 | 黒沼 俊幸 | 松下 哲也 | 川村多美男 | 渡邊 定之 | 鈴木 裕美 | 平川 昌昭 | 本多 耕平 | 菊地 誠道 | 館田 賢治 | 結果                 |
|---|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
| 議案第7号<br>標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  | ○     | ○    | ×     | ○    | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | 原案可決               |
| 議案第8号<br>標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について           | ○     | ○    | ○     | ×    | ○     | 欠     | ○     | ×     | ×     | ○     | ○     | ○     | ○     | 原案可決               |
| 議案第23号<br>標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について | ×     | ×    | ○     | ○    | ×     | ○     | ×     | ○     | ○     | ○     | ×     | ×     | ×     | 可否同数につき議長裁決により原案否決 |

○ 賛成 × 反対 退 退席 欠 欠席（議長は、可否同数以外の採決に加わりません。）

# 委員会報告

## 総務経済委員会 陳情審査

総務経済委員会に付託されていた陳情第1号「憩の家・茅沼」の存続経営を求めるところについての陳情は、平成29年3月8日の委員会において「採択すべきもの」と決定しました。

また、陳情第2号についても第1号と同趣旨であるので「みなし採択」と決定しました。

### ○陳情第1号

「憩の家・茅沼」の存続経営を求めることについての陳情

陳情代表者  
標茶町栄71-6  
新田 重雄（以下603名）

### ○陳情第2号

「憩の家かや沼・くしろ湿原パーク」の存続経営を求め陳情

陳情代表者  
標茶町オソツベツ669-11  
標茶ご当地プロジェクト代表  
大木 恵理（以下39名）

## 厚生文教委員会 所管事務調査報告

○調査日時  
平成29年2月17日

○調査場所  
標茶町役場議員室

### ○調査事項

軽費老人ホーム駒ヶ丘荘の現状と課題について

### ○調査の経過及び内容

施設の概要・施設の入所状況・施設の現在の状況等について説明を受ける。

### 主な説明

・施設の概要では、開設年月日・定員・居室の概要・使用料及び個人負担のおおよその水道光熱費等・職員の配置など。

・施設の入所状況は2月1日現在で、別紙の詳細状況により介護度やサービスの利用等。

・施設の現在の状況は、入所者においては高齢により要介護の申請をし、ヘルパーやデイサービスを利用して居住する方が多くなっている。

（22世帯25名中9名が介護認定者）施設については、「経過的措置の社会福祉施設」となっており、平成22年に耐震改修等が行われたものの、機械設備や配管等の老朽化が進み過去10年間の設備修繕費等の説明を受けた。

・課題として、「今後修繕・補修しながらどのくらいまで維持できるか。新しい施設建設は介護保険課では保険料が

跳ね上がる。町単独施設は費用がかさむ。」などの課題があるが、いずれにしても低所得者の受け皿をどうしていくべきか考えなければいけないとまできている。

### 主な質問と回答

○駒ヶ丘荘の在宅が困難になった時はどうなるか。

○現状では行き場がないので受け入れてくれるか。

○施設の修理費はどのくらいかかるのか。

○個室の配管のつまり、水道管の漏れ、防災アンパの購入、給湯・暖房外部塗装などでこの10年間で4,460万円+αかかっている。

○今後の予測はつかない。

○改築の考えはないか。

○予算のこともあり現状のままでは何とか維持していきたい。

### ○委員会の所見

・施設の老朽化を考えると、低廉（ていれん）な家賃で、風呂（温泉）、洗濯機、水道、光熱費などが格安で住みやすい軽費老人ホームに居住する人たちに対応できる新たな方向を今後考えていかなければならないと考える。

・その際、公営住宅、やすらぎ園、サテライト施設、介護施設等も含めて総合的に検討する必要がある。

# 意見書

次の7件の意見書が可決され、関係機関に送付されました。

### ◆意見書第1号

2次医療圏の設定に関する意見書

2次医療圏見直しは、人口規模だけでなく、面積や自然環境、交通事情等も踏まえて検討することを求めたものです。

### ◆意見書第2号

私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を求める意見書

私立専修学校等の質の保証・向上を図り、認定制度上の措置を講ずると共に学生が、経済的理由により就学を断念することのないよう必要な措置を求めたものです。

### ◆意見書第3号

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書

精神障がい者も身体障がい者及び知的障がい者と同様に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求めたものです。

### ◆意見書第4号

国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除及び軽減に関する意見書

子育て支援の観点から子どもに係る均等割り額について、国の負担による免除及び軽減の見直しを求めたものです。

### ◆意見書第5号

「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書

生活保護に準ずる「準要保護世帯」への国庫補助金を復活・拡充させると同時に、単価に見合った交付税算定額の引き上げを国に求めたものです。

### ◆意見書第6号

いじめ、体罰、わいせつ行為等への対策推進を求める意見書

国や文部科学省が、学校や教職員に対し、いじめや体罰、わいせつ行為等の防止に関する適切な態勢の確立を進め安全、安心の学校環境づくりを進めるよう求めたものです。

### ◆意見書第7号

子育て支援の拡充を求める意見書

子どもたちが健全に安心して育つことのできる社会の実現のために、政府に対し、10項目の施策の実施を要望したものです。